

2020年10月7日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿
内閣官房長官 加藤 勝信 殿

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 九後 健治



2020年人事院勧告の取扱い等に関する要求書

人事院は10月7日、官民の給与較差にもとづき国家公務員の一時金を0.05月引き下げる2020年人事院勧告を国会と内閣に対して行いました。

この勧告は、コロナ禍というこれまでにない極めて特殊な環境下で出された勧告です。また、経済指標や雇用情勢などが悪化するなかでのマイナス勧告であり、日本経済はもとより国民生活にも重大な影響を及ぼすことが想定されます。さらには、新型コロナウイルス感染症、広範囲にわたる豪雨災害への対応をはじめ、国民のいのちや暮らし、権利を守るために昼夜を問わず奮闘する職員に冷や水を浴びせるものです。こうしたことから一時金の改悪は断じて認められません。

一方、本年4月から大企業で正規社員と非正規社員との諸手当など労働条件における不合理な格差が禁止され、民間企業において均等待遇にむけたとりくみがすすめられています。国の職場においても民間に遅れることなく均等・均衡待遇にむけた措置が講じられる必要がありますが、再任用職員や非常勤職員の手当や休暇をはじめ、更新にかかる公募要件の撤廃や無期転換制度と同様の制度構築など均等・均衡待遇にむけた措置について、触れられていません。

以上のことから、下記の要求事項について、誠意ある回答と対応を強く求めます。

記

1. 賃金の改善等について

- (1) 2020年人事院勧告・報告の取り扱いにあたっては、国公労連との交渉にもとづく合意のもとで決定すること。
- (2) 一時金の引き下げは行わないこと。

2. 長時間労働の是正について

月45時間・年間360時間とする超過勤務の上限規制の徹底をはかること。その前提として、業務量に見合った要員の確保はもとより、それぞれの職場実態にあわせた客観的な勤務時間管理の義務化、窓口受付時間設定の制度化、インターバル規制の導入などの措置を講じること。

3. 仕事と家庭の両立支援について

職場実態に則した両立支援制度の拡充をはかるとともに、十分に制度活用ができるよう職場環境を改善すること。

4. 健康・安全確保等について

- (1) パワーハラスメントをはじめ、すべてのハラスメント根絶にむけ体制の確保など、具体的な対策を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス対策について、職場実態も踏まえた万全の策を講じること。

5. 非常勤職員の適切な処遇の確保について

- (1) 非常勤職員の賃金改善、休暇制度の拡充、生活関連手当等を支給するなど労働条件を改善すること。
- (2) 恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員の常勤化・定員化および無期転換制度の導入、更新に係る公募要件の撤廃などで雇用の安定をはかること。

6. 定年の引き上げをはじめとする高齢期雇用について

- (1) 定年年齢の引き上げに関する制度設計にあたっては、雇用と年金の接続を確実なものとし、職員が安心して働けることができるものとし、国公労連との交渉にもとづく合意のもとで決定すること。
- (2) 再任用について、定員確保を行うなど希望者全員のフルタイム再任用を保障するとともに、給与水準引き上げ、生活関連手当等の支給をはじめ、労働条件を改善すること。

7. 労働条件・業務関連予算等について

- (1) 実態に見合うよう移転料、着後手当、扶養親族移転料を改善すること。また、移転料等の申請手続きの簡素化をはかるとともに、速やかに支給すること。
- (2) 災害時における通勤手段の変更や宿泊が必要になった場合などに、自己負担が生じないよう措置を講じるなど、通勤手当の支給要件・支給額を改善すること。
- (3) テレワークの実施にかかる費用は本人に負わせないよう必要な予算を措置すること。

8. 独立行政法人制度等について

独立行政法人等の賃金決定に対する不当な介入・干渉を行わないこと。

9. 民主的公務員制度と労働基本権の確立について

ILO勧告を真摯に受け止め、早急に国公労連との具体的協議を開始して行動計画を策定するなど、憲法とILO勧告に沿った労働基本権の全面回復と民主的公務員制度を確立すること。

以 上